

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (勅令発布) (注3)	署名者	告示番号 (注4)
東ティモール	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	159,000千円 2024.12.31まで	2018.10.12 デイルリで (同日)	日本側 河野太郎外務大臣 東ティモール側 ヘルメン・カギラル・ベレイラ上級國務大臣兼閣議議長	2018.10.23 329号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、.....と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。